本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0025_改 1
提出年月日	2020年11月24日

基本設計方針に関する説明資料 【第41条 放射性物質による汚染の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6.4 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがあって、人が 頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑 にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。 【41条1】	
		人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、床ドレン・化学廃液系で処理する設計とする。 【41条2】	設備名称の相違

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.4 排水路 また、液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋内部には発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。 【41条3】	差異なし

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第41条 放射性物質による汚染の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(放射性物質による汚染の				7. 放射性廃棄物の廃棄施		
防止)				設		
				7.2 液体廃棄物処理系		
				7.2.2 設計方針		
				(3) 液体廃棄物の処理施		
				設及びこれに関連する施設		
第四十一条 発電用原子炉	放射性物質により汚染さ	放射性物質により汚染さ		は、これらの施設から液体	基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
施設のうち、人が頻繁に出	れるおそれがあって、人が	れるおそれがあって、人が		状の放射性物質の漏えいの	化	6.4 放射性物質による汚染
入りする建物の内部の壁、	頻繁に出入りする管理区域	頻繁に出入りする管理区域		防止及び敷地外への管理さ		の防止
床その他の放射性物質によ	内の床面,人が触れるおそ	内の床面,人が触れるおそ		れない放出を防止するた		
り汚染されるおそれがある	れがある高さまでの壁面,	れがある高さまでの壁面,		め、次の各項を考慮した設		
部分であって、人が触れる	手摺, 梯子の表面は, 平滑に	手摺, 梯子の表面は, 平滑に		計とする。◆		
おそれがある部分の表面	し、放射性物質による汚染	し、放射性物質による汚染		f. 敷地外へ管理されない		
は、放射性物質による汚染	を除去し易い設計とする。	を除去し易い設計とする。		排水を排出する排水路上に		
を除去しやすいものでなけ	【41条1】	① 【41条1】		は施設内部の床面がないよ		
ればならない。①				うに施設する。また <u>関連す</u>		
【解釈】				<u>る施設</u> 内には <u>管理され</u> ない		
1 第1項に規定する「放				排水路に通じる開口部を設		
射性物質により汚染される						
おそれがある部分であっ						
て、人が触れるおそれがあ						
る部分」とは、管理区域内で			チ 放射線管理施設の構造	8. 放射線管理施設		
人が頻繁に出入りする場所			及び設備	8.1 放射線管理設備		
の床面、壁面 (人が触れるお			発電所周辺の一般公衆及	8.1.1 通常運転時等		
それがある高さまで)、手			び従事者等の安全管理を確	8.1.1.4 主要設備		
摺、梯子をいう。また「表面			実に行うため、次の放射線	8.1.1.4.1 出入管理関係設		
は、放射性物質による汚染			管理施設を設ける。	備(1号及び2号炉共用,		
を除去しやすいもの」とは、			(1) 屋内管理用の主要な	一部既設)		
当該表面が平滑に施工され			設備の種類	(2) 汚染管理設備		
ていること。①				人の出入りに伴う汚染の		
			(i) 出入管理関係設備(1	管理を行うため,特別管理		
2 発電用原子炉施設に	人が触れるおそれがある	人が触れるおそれがある	号及び 2 号炉共用, 一部既	区域出入口付近に更衣室,	基準要求への適合性を明確	同上
は、人が触れるおそれがあ	物の放射性物質による汚染	物の放射性物質による汚染	設)	シャワ室、手洗い場、体表	化	
る物の放射性物質による汚	を除去する除染設備を施設	を除去する除染設備を施設	従事者等の出入管理, 汚	面ゲートモニタ等を設ける		
染を除去する設備を施設し	し、放射性物質を除去でき	し、放射性物質を除去でき	染管理のためチェックポイ	と共に汚染除去用器材を備		
なければならない。②	る設計とする。除染設備の	る設計とする。除染設備の	ント,シャワ室,体表面ゲー	える。また、物品の管理を		
	排水は,床ドレン・化学廃液	排水は,床ドレン・化学廃液	トモニタ等を設ける。1	するための汚染管理に必要		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第41条 放射性物質による汚染の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	系で処理する設計とする。	系で処理する設計とする。		な汚染サーベイメータを備		
	【41 条 2】	② 【41条2】		える。		
				なお、燃料、大型機器等		
				の搬出入に際しては、原子		
				炉建屋, タービン建屋の機		
3 放射性物質により汚染	また、液体廃棄物処理設	また、液体廃棄物処理設		器搬出入口等を一時的に使	同趣旨の記載であるが,表	放射性廃棄物の廃棄施設
されるおそれがある管理区	備,液体廃棄物貯蔵設備及	備,液体廃棄物貯蔵設備及		用し、汚染サーベイメータ	現の違いによる差異あり	1.4 排水路
域内に開口部がある排水路	びこれらに関連する施設を	びこれらに関連する施設を		等により汚染管理を行う。		
であって、工場等外に排水	設ける建屋内部には発電所	設ける建屋内部には発電所		②		
を排出するものには、排水	外に管理されずに排出され	外に管理されずに排出され				
監視設備及び放射性物質を	る排水が流れる排水路に通	る排水が流れる排水路に通		8.1.1.4.3 放射線監視設		
含む排水を安全に処理する	じる開口部を設けない設計	じる開口部を設けない設計		備		
設備を施設しなければなら	とする。	とする。		(4) 放射線サーベイ機器		
ない。③	【41 条 3】	③ 【41条3】		(1号及び2号炉共用,一		③引用元:P1
【解釈】				部既設)		
2 第3項に規定する「排				発電所内外の必要箇所,		
水監視設備」とは、排水中の				特に管理区域内で放射線業		
放射性物質の濃度を測定す				務従事者等がひん繁に立入		
ることができる設備をい				る箇所及び発電用原子炉の		
い、排出する排水が間欠的				安全運転上必要な箇所につ		
であるものはサンプリング				いては,外部放射線量率,		
分析等により、また連続的				空気中及び水中の放射性物		
であるものは連続モニタ等				質濃度並びに表面汚染密度		
により排水中の放射性物質				のうち,必要なものを定期		
濃度が測定可能な設備であ				的及び必要の都度測定監視		
ること。③				する。		
				測定は、外部放射線量率		
3 第3項に規定する「安				については、携帯用の各種		
全に処理する設備」とは、排				サーベイメータにより,空		
水中の放射性物質の濃度に				気中及び水中の放射性物質		
異常を検出した場合には、				濃度については、サンプリ		
適切な処理により排水中の				ングによる放射能測定によ		
放射性物質の濃度を低下さ				り、また、表面汚染密度に		
せ、周辺監視区域の外側の				ついては、サーベイメータ 又はスミヤ法による放射能		
境界における水中の放射性						
物質の濃度が「核原料物質				測定によって行う。		
又は核燃料物質の製錬の事						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第41条 放射性物質による汚染の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
業に関する規則等の規定に				放射線サーベイ関係主要		
基づく線量限度等を定める				測定器及び器具は次のとお		
告示」第8条に定める濃度				りである。		
限度を超えないようにでき				GM管サーベイメータ		
る設備であること。(技術基				電離箱サーベイメータ		
準規則第39条第2項及び				シンチレーションサーベイ		
第40条第3項において同				メータ		
じ。)ここで、「適切な処理」				中性子線用サーベイメータ		
とは、排水中の放射性物質				ダストサンプラ		
の濃度を測定し、放射性物				ガスモニタ		
質の濃度の異常を検出した				ダストモニタ		
場合には、当該排水の排出				3		
をすみやかに停止すること						
ができ、ろ過、蒸発、イオン						
交換樹脂法等による吸着、						
放射能の時間による減衰、						
多量の水による希釈等の方						
法により排出中の放射性物						
質の濃度をできるだけ低下						
させること。③						

【第41条 放射性物質による汚染の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	 41 条(放射性物質による?	汚染の防止)				
	技術基準の条文,解釈への					
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類	
1	床面,壁面の汚染除去の し易さ	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1	c, d, e	
(2)	汚染を除去する設備の施 設	同 上	2	_	_	
3	管理区域内に開口部があ る排水路	女川発電所には管理区域内に開口 部がある排水路がないため,本条項 に該当する設備がない旨を記載し ている。	3	2 3	_	
2.	設置許可本文のうち,基本	は設計方針に記載しないことの考え方	î			
No.	項目	考え方			添付書類	
1	放射線管理施設の構造及 び設備	理施設の構造及出入管理,汚染管理のための具体的な設備に関する記載 であり、記載しない。				
3.	設置許可添八のうち,基本	は設計方針に記載しないことの考え方	î			
No.	項目	考え方			添付書類	
		第39条に対応する内容であり、本条文では記載しない。 -				
1>	放射性廃棄物の処理施設	第 39 条に対応する内容であり, 本条	文では記	載しない。	_	
·	放射性廃棄物の処理施設 設備の補足的な記載	第39条に対応する内容であり,本条 設備の補足的な記載であり記載しな		載しない。	<u> </u>	
2>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		載しない。		
\$	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及	設備の補足的な記載であり記載しな		載しない。	_ _ _	
\$	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器	設備の補足的な記載であり記載しな		載しない。	_ _ _	
\$\\ \frac{\partial}{3}\\ \text{No.}	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器	設備の補足的な記載であり記載しな同 上		載しない。		
\$\\ \frac{\partial}{3}\\ \text{No.} \\ \text{a}	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器 詳細な検討が必要な事項 要目表 放射性物質により汚染す	設備の補足的な記載であり記載しな同 上	い。 也下に施言	受する排水		
\$\\ \delta\ \delta\ \text{No.} \\ \alpha\ \text{b}	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器 詳細な検討が必要な事項 要目表 放射性物質により汚染す 排水路に施設する排水監 を明示した図面	設備の補足的な記載であり記載しな 同 上 書類名 るおそれがある管理区域並びにそのよ	い。 也下に施言	受する排水		
\$\frac{1}{3}\$ 4. No. a b	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器 詳細な検討が必要な事項 要目表 放射性物質により汚染す 排水路に施設する排水監 を明示した図面 火災防護設備に係る機器(設備の補足的な記載であり記載しな 同 上 書類名 るおそれがある管理区域並びにそのは 現設備及び放射性物質を含む排水を多	い。 也下に施言	受する排水		
\$\frac{1}{3}\$ 4. No. a b c d	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器 詳細な検討が必要な事項 要目表 放射性物質により汚染す 排水路に施設する排水監 を明示した図面 火災防護設備に係る機器(設備の補足的な記載であり記載しな同上 書類名 書類名 るおそれがある管理区域並びにそのは 現設備及び放射性物質を含む排水を多り配置を明示した図面及び系統図	い。 也下に施言	受する排水		
\$\frac{1}{2}\$ 4. No. a b c d e	設備の補足的な記載 発電所放射線監視設備及 び測定機器 詳細な検討が必要な事項 要目表 放射性物質により汚染す 排水路に施設する排水監 を明示した図面 火災防護設備に係る機器の 浸水防護施設に係る機器の 構造図	設備の補足的な記載であり記載しな同上 書類名 書類名 るおそれがある管理区域並びにそのは 現設備及び放射性物質を含む排水を多り配置を明示した図面及び系統図	い。 也下に施言	受する排水		